

2019 年度

事業計画書



公益財団法人逗子市体育協会
(Zushi Amateur Sports Association)

目 次

I	基本方針	1
II	重点目標	1
III	公益目的事業	2
III-1	一般会計	3
III-2	スポーツクラブ特別会計	6
III-3	指定管理業務特別会計	9
IV	収益事業	12

I 基本方針

逗子市は、まちづくりの目標のひとつとしてスポーツ都市宣言を行い、全ての市民が生涯を通してスポーツ・レクリエーション活動を愛し、スポーツに親しみ健康な心身をつくる目標を掲げています。この実現のため、平成24年3月にスポーツ推進計画を策定し、これに基づき様々な施策が展開されてきておりますが、税収の減少やその他理由による財政状況悪化が進み、昨年度からスポーツ施設の休館・休場が毎週月曜日（休日を除く。）となり、施設利用日数が減少し、また、市民総合体育大会等のスポーツ大会に対する予算がゼロベースとなりました。

当協会としましては、これらの影響を最小限に留めるため、施設を有効活用した事業展開を工夫し、効果的・効率的な施設運営に努めると共に、主催者として各加盟団体やスポーツ推進委員等と連携し、様々なスポーツ事業に取り組むことで、逗子市のスポーツの灯を絶やさぬ様、積極的に活動して行きます。

II 重点目標

1. 一般会計

公益財団法人として公益性を基軸に、不特定多数の皆様が従来に増し、スポーツ活動に参加できる様、多種多様なスポーツ教室・イベント等を開催します。

その中でも昨年度から主催者となった「市民総合体育大会」「逗子市地域対抗球技大会」「市民レクリエーション大会」と、逗子市教育委員会との共同主催の「逗子市内一周駅伝競走大会」につきましては、より一層活気づく様取り組みます。

また、誰もがスポーツに親しみ携わることのできる環境を整え、スポーツ人口を増やすことで、スポーツによる地域活性化を目指します。

そのために、スポーツ教室・イベント・団体等の情報、健康に関する情報、うみかぜクラブの情報等を掲載した「ZASA Sports News」を、今年度より近隣市町の一部にも配布し、より多くの方にスポーツや健康への関心が高まるよう発信します。

2. スポーツクラブ特別会計（総合型地域スポーツクラブ「うみかぜクラブ」）

今年度から発生する施設使用料負担に備え、昨年度から実施した参加料の設定、使用料負担の大きいプールメニュー廃止の影響により会員数が減少しました。

会員数を増加させ、健康の輪を広げるためにも、スポーツ振興の拠点となるクラブ運営を行い、健康維持・増進と地域の交流を深め、健康寿命を延ばす観点からも、さらに充実したクラブを目指します。

そのために、PR活動を積極的に行うと共に、新規メニューとして文化系メニューと2種目同時に楽しめるジュニアの部の導入、日曜・祝日メニューを再開します。

3. 指定管理特別会計

逗子市立体育館、逗子市都市公園有料の運動施設の指定管理者として第2期を迎えます。第1期の経験を活かすことで、今後5年間の事業展開に向けての土台づくりをし、また、基本コンセプトである「愉快的スポーツコミュニティづくり」を念頭に、サービスの強化、効果的・効率的な運営を行い、全ての方が「また行きたい」と思える様な施設を目指します。

そのために、自主スポーツ事業では、スポーツ活動がより一層活発になる様、健常者、障がい者が垣根無く楽しめる多種多様な事業を行います。特に、スポーツの祭典実行委員会との共同主催で行う「スポーツの祭典」を市民まつりと同日開催すること、また、ラグビーワールドカップ 2019 日本大会、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた普及啓発事業として、ラグビー及びパラリンピック種目の体験型イベントを行い、普段スポーツに親しみのない方にも興味・関心を高めて頂く機会づくりをします。

トレーニングルームでは、未病センターの役割を担い、多くの方に利用して頂ける様、市国保健康課との連携を深め、特定健診指導対象でプラン作成された方にトレーニングルーム利用券を配布することで、運動のきっかけづくりを促していきます。

施設全体では、施設整備に力を入れることにより、使い勝手の良い、魅力ある施設になる様、利用環境向上に努めます。

Ⅲ 公益目的事業

公益目的事業は、不特定多数の人の利益の増進を図ることを目的として行う事業となります。本協会としては、スポーツに関する教室、競技大会等の開催やスポーツ施設の管理運営を行うこと等により、逗子市におけるスポーツ活動の振興を図り、心身ともに健康で活力ある市民生活の形成に寄与することを目的としています。

この目的を達成するため、次に掲げる事業を相互に関連させ、スポーツ振興をより効果的に図ります。

1. スポーツに関する教室、競技大会等の開催事業

スポーツの基本について、普及啓発を行うと共に、大会等を通し競技力向上を図る事業を実施して参ります。

2. スポーツ団体等への助成、指導者の養成、その他支援事業

各種スポーツ団体がスポーツ振興を目的として行う事業活動を支援すると共に、技術判定能力の向上、優秀選手等の表彰をして参ります。

3. スポーツに関する情報の収集及び提供に関する事業

「ZASA Sports News」を年4回発行します。また、各種のスポーツ情報を提供することにより、スポーツの振興を図ります。

4. 総合型地域スポーツクラブの運営事業

生涯にわたって、誰もが気軽にスポーツを楽しみながら健康づくりと地域の交流を深められる運営に努めます。

5. スポーツ活動の機会や場の提供に関する事業

スポーツ振興を図るため逗子市から委託を受けたスポーツ活動を広く提唱し実施すると共に、逗子市が設置した公の施設の管理運営を行いスポーツ活動の充実を図ります。

Ⅲ-1 一般会計

1. スポーツに関する教室、競技大会等の開催（定款第4条第1項第1号）

(1) スポーツ教室の開催（12種目22コース）

教室名	実施時期	日数	会場	対象	定員
ソフトヨガ	4月～3月	49日間	逗子アリーナ	16才以上の方	80人
キックエアロ	4月～3月	49日間	逗子アリーナ	16才以上の方	80人
テニス	4月～5月	5日間	第一運動公園	18才以上の方	30人
ヨット	5月	1日間	逗子海岸ほか	中学生以上の方	20人
おとなのバドミントン	9月～11月	8日間	逗子アリーナ	20才以上の方	40人
アーチェリー	11月	2日間	第一運動公園	小学4年生以上の方	20人
弓道	11月	2日間	第一運動公園	小学5年生以上の方	20人
ジュニア陸上競技	4月～7月	8日間	池子の森自然公園ほか	小学4～6年生	50人
ジュニアバドミントン	5月～6月	8日間	逗子アリーナ	小学4～6年生	30人
ジュニア卓球	5月～6月	8日間	逗子アリーナ	小学4～6年生	40人
ジュニア水泳 (初心者①)	7月	7日間	沼間小学校	小学4～6年生	60人
(初心者②)	8月	7日間	飯島公園	小学4～6年生	60人
(中級者)	7月	7日間	沼間小学校	小学1～中学3年生	40人
ジュニアウインドサーフィン (第1回)	8月	1日	逗子海岸	小学生	15人
(第2回)	8月	1日			15人
(第3回)	8月	1日			15人
(第4回)	8月	1日			15人
(第5回)	8月	1日			15人
ジュニアテニス	8月	4日間	第一運動公園	小学3年～高校生	60人
ジュニアヨット (第1回)	9月	半日	第一運動公園	小学生	10人
(第2回)	9月	半日			10人
ジュニアレスリング	10月～11月	8日間	逗子アリーナ	小学1～3年生	30人

(2) スポーツ講演会の開催

スポーツ指導者及び一般市民を対象とした講演会

(3) スポーツ大会等の開催

大会等名	実施時期	会場	対象	定員
海岸を走る会（毎月第1日曜日）	4月～3月 （1月は元日） （3月は第2）	逗子海岸	小学生以上の方	—

大会名	実施時期	会場	対象	定員
ファミリー運動会				
①桜山地区ファミリー運動会	5月	第一運動公園	地区住民	—
②小坪地区体育祭	9月	小坪小学校	地区住民	—
③久木体育祭	10月	久木小学校	地区住民	—
④東豆子体育祭	10月	沼間小学校	地区住民	—
⑤豆子小学校区体育祭	10月	豆子小学校	地区住民	—
⑥池子健康まつり	10月	池子小学校	地区住民	—
⑦新宿体育祭	6月	豆子開成学園	地区住民	—
⑧山の根体育祭	9月	第一運動公園	地区住民	—
健康ハイキング	10月	未定	18才以上の方	75名
ZASA Sports Games				
①第67回豆子市内一周駅伝競走大会	1月	市内	中学生以上の方	—
②第59回豆子市民総合体育大会(15種目)	4月～3月	豆子アリーナ他	小学生以上の方	—
③第50回豆子市地域対抗球技大会	11月	豆子アリーナ他	中学生以上の方	—
④豆子市民レクリエーション大会	3月	豆子アリーナ他	小学生以上の方	—
⑤豆子市民フォークダンス大会	6月	豆子アリーナ	小学生以上の方	—
⑥豆子市スポーツ少年団野球大会	6月	第一運動公園	登録チーム	—

2. スポーツ団体等に対する助成及びその他の支援（定款第4条第1項第2号）

（1）スポーツ団体等に対する助成

- ア. 豆子市競技連盟
- イ. 豆子市地域体育団体協議会
- ウ. 豆子市レクリエーション協会
- エ. 豆子市スポーツ少年団本部
- オ. その他のスポーツ団体等（全市的規模での組織を有し、かつ相当規模以上での人数を擁するもので、理事会が認めたものに対して予算の定める金額の範囲内で助成する。）

（2）スポーツ団体等に対するその他の支援

- ア. 優秀選手の表彰
- イ. 指導員等の依頼による派遣

3. スポーツ指導者の養成（定款第4条第1項第3号）

（1）審判講習会

（2）レクリエーション指導者講習会

（3）スポーツ少年団指導者研修会

4. スポーツに関する情報の収集及び提供（定款第4条第1項第4号）

（1）広報広聴事業

- ア. 情報誌（ずしのスポーツ）の発行
- イ. ホームページの運営
- ウ. 情報誌（ZASA Sports News）の発行
- エ. 逗子市との連携（市広報誌への掲載）

（2）情報収集・交換事業

- ア. スポーツに関する情報の収集等
- イ. 逗子市スポーツ人の集い
- ウ. スポーツ振興及び施設管理に関する調査・視察等
- エ. 逗子市との連携（健康に関する情報の収集）

5. 逗子市から委託を受けたスポーツ事業の実施（定款第4条第1項第6号）

（1）県下スポーツ大会選手役員派遣事業

第74回市町村対抗かながわ駅伝競走大会参加

（2）体力づくり推進事業

体育の日記念事業（体力テスト会）

（3）逗子ハイランドスポーツ広場維持管理

（4）シニアスポーツ広場維持管理（沼間）

6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業（定款第4条第1項第8号）

（1）体育協会功労者に対する顕彰事業

- ア. 体育・スポーツの普及振興または進歩発展に顕著な貢献をなした者及び価値ある研究調査をなした者を顕彰する。
- イ. 体育・スポーツの指導者として、優秀な選手またはチームを育成した者を顕彰する。

Ⅲ-2 スポーツクラブ特別会計（定款第4条第1項第5号）

1. スポーツ及び文化に関する教室、講演会、大会等の開催（規約 第3条第1項第1号）

（1）スポーツ及び文化に関する教室の開催（15種目27コース）

曜 日	種 目	会 場	対 象
日曜・祝日 *①	バドミントン	逗子アリーナ	すべての方
	卓球	〃	
月曜	高齢者体カアップ体操①	保健センター	高齢の方
	高齢者体カアップ体操②	〃	
	高齢者体カアップ体操③	〃	
第1月曜	おでかけウォーク	市内及び逗子市周辺	すべての方
火曜	バドミントン	逗子アリーナ	
	シェイプアップ体操	〃	
第2・4火曜	健康筆習い（習字）	〃	
水曜	健康体操	〃	
	ZUMBA GOLD®	〃	
	Jr.バドミントン・卓球	〃	*②
第1・3水曜	テニス	池子の森自然公園	すべての方
	ノルディックウォーク	市内及び逗子市周辺	
木曜	卓球	逗子アリーナ	
	バドミントン	〃	
第2・4木曜	ノルディックウォーク	市内及び逗子市周辺	
金曜	アブストレージング①	保健センター	
	アブストレージング②	〃	
	太極拳	逗子アリーナ	
	卓球	〃	
第1・3金曜	社交ダンス	〃	
第1・3土曜	ソフトテニス	第一運動公園	
第2・4土曜	テニス	〃	*③
	テニス	池子の森自然公園	中上級者
偶数月月1回	手芸 etc	逗子アリーナ	すべての方

*①…実施日は、年間10回程度。

*②…小・中学生及び小・中学生と一緒に参加される方。

*③…前半2時間は、小中学生及び小中学生と一緒に参加される方。

後半2時間は、小中学生以外の方。

*上記教室の他に、新メニュー実施に向けた「おためしメニュー」を行うことがある。

(2) スポーツ及び文化に関する大会等の開催

大会等名	期 日	会 場	内 容	定員
ハイキング	2019年 5月13日	長野県南牧村 清里駅～飯盛山～ しし岩登山口	6km 程度のハイキング	40名
うみかぜ まつり	2020年 2月 9日	逗子アリーナ	無料体験 バドミントン、卓球他 体カテスト 長座体前屈、握力、 上体起こし、血管健康 測定など 炊き出し	なし
	2020年 2月 9日～ 2月15日		写真展・文化展 会員が趣味で行って いる作品の展示	

(3) 指導者講習会の開催

期 日 2020年2月 全1回
 対 象 クラブ内指導者及び会員
 会 場 逗子アリーナ
 講 師 未定

2. 広報・調査活動の実施（規約第3条第1項第2号）

(1) 地域住民への周知

ア. 広報等への情報掲載

期 日 2019年4月～2020年3月の4回程度
 方 法 広報「ずし」及び地域情報誌へのクラブ情報の掲載。

イ. ポスティングの実施

期 日 2019年5月 2020年1月 全2回
 方 法 イベントなどのチラシを運営委員及びクラブサポーターによりポスティングを行う。

ウ. イベント等でのPR

期 日 2019年5月～10月 10回程度
 方 法 ①市民まつりにおいてブースを設け、血管健康測定、PRビデオの
 上映、リーフレット・PRポケットティッシュの配布を行う。
 ②各地域の運動会にて、リーフレット・PRポケットティッシュの
 配布を行う。
 ③近隣市町のイベント等にて、リーフレット・PRポケットティッ
 シュの配布を行う。

(2) クラブだよりの発行

期 日 2019年4月～2020年3月の4回程度
発行部数 1回600部程度

(3) その他必要な情報収集など

3. その他、目的を達成するために必要な事業（規約第3条第1項第3号）

(1) クラブマネジャー研修会参加

期 日 2019年7月～12月
主 催 公益財団法人神奈川県体育協会ほか
対 象 運営委員会委員
会 場 県立体育センターほか

(2) 会議への参加

期 日 2019年4月～2020年3月 5回程度
主 催 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人神奈川県体育協会ほか
対 象 運営委員会委員
会 場 県立体育センターほか

(3) サポーター制度の運用

サポーターの募集を行い、入会案内・イベントPRチラシのポスティング及びイベント開催時のサポートをしていただくための調整を行う。

Ⅲ-3 指定管理業務特別会計

(逗子市が設置する社会体育施設の管理運営 定款第4条第1項第7号)

1. 逗子市立体育館の管理運営（駐車場含む）

(1) 管理運営業務

公の施設は、住民の福祉を目的として、スポーツ行政におけるビジョンや計画を具現化する拠点としての役割を担っているものと認識し、逗子市スポーツ推進計画における「スポーツを楽しむまち逗子」の実現及び公益法人として、市民サービスの向上、スポーツ振興に向け、次の基本コンセプトのもとに、責任感と使命感をもって管理運営を行います。また、少子高齢化の進んだ町であることから、子どもや高齢者の方へのメニュー提供や支援を積極的に取り組んでまいります。

基本コンセプト 『愉快的なスポーツコミュニティづくり』

- ◎ 何度でも行きたくなるスポーツ施設を目指して
- ◎ 誰でも参加できる、参加したくなる事業の展開を目指して
- ◎ 幼児から高齢者まで、もっともっと健康になれることを目指して
- ◎ 拡がるニーズに対応できるフレキシブルな施設運営を目指して

(2) スポーツ推進業務（21種目41コース）

教室・イベント名	実施時期	日数	会場	対象	定員		
姿勢改善	4月～3月	24日間	第1会議室	16才以上の方	25名		
F I G U R E 8	4月～3月	52日間	第1会議室	16才以上の方	25名		
骨盤体操	4月～3月	24日間	第1会議室	16才以上の方	25名		
Z U M B A ®	4月～3月	50日間	サブアリーナ	16才以上の方	80名		
水曜ヨガ	4月～3月	50日間	サブアリーナ	16才以上の方	80名		
朝いちソフトヨガ	4月～3月	48日間	サブアリーナ	16才以上の方	80名		
EZ DO DANCERCIZE	4月～3月	48日間	サブアリーナ	16才以上の方	80名		
夜のダンス	4月～3月	24日間	第1会議室	16才以上の方	25名		
夜のストレッチ	4月～3月	24日間	第1会議室	16才以上の方	25名		
筋トレ&チェアストレッチ	4月～3月	49日間	第1会議室	55才以上の方	20名		
親子体操	サブアリーナ 2～4才の親子 各20組						
(第1回)						5月～6月	8日間
(第2回)						9月～11月	8日間
(第3回)	1月～3月	8日間					
ステップアップ!運動基礎教室	サブアリーナ 小学1～6年生 各40名						
(第1回)						5月～6月	8日間
(第2回)						9月～11月	8日間
(第3回)	1月～3月	8日間					
DANCE BOX 未就学児	第1格技室 4～6歳 各20名						
(第1回)						5月～7月	10日間
(第2回)						9月～11月	10日間
(第3回)	1月～3月	10日間					

教室・イベント名	実施時期	日数	会場	対象	定員
DANCE BOX 低学年					
(第1回)	5月～7月	10日間	第1格技室	小学1～3年生	各25名
(第2回)	9月～11月	10日間			
(第3回)	1月～3月	10日間			
夏冬特訓教室幼児・低学年					
(第1回)	7月	2日間	第1会議室	年中・長 小学1・2年生	各12名
(第2回)	8月	2日間			
(第3回)	9月	2日間			
(第4回)	11月	2日間			
(第5回)	12月	2日間			
夏冬特訓教室低学年					
(第1回)	7月	2日間	第1会議室	小学1～3年生	各12名
(第2回)	8月	2日間			
(第3回)	9月	2日間			
(第4回)	11月	2日間			
(第5回)	12月	2日間			
薬膳 & ストレッチ					
(第1回)	7月	1日	第1会議室	16才以上の方	各30名
(第2回)	11月	1日			
ジュニアバドミントン初・中級	1月	5日間	メインアリーナ	小学5～中学2年生	20名
みんなでダンス&ソング&スポーツ	4月～3月	52日間	第1会議室他	障がい者・どなたでも	20名
みんなでウォーキング	4月	1日	ウッドデッキ他	障がい者・どなたでも	—
みんなでスポーツまつり	5月	1日	メインアリーナ	障がい者・どなたでも	—
みんなでクリスマス	12月	1日	サブアリーナ	障がい者・どなたでも	25名
クリスマススポーツランド	12月	1日	サブアリーナ	未就学児の親子	100組
スポーツの祭典	10月	1日	メインアリーナ他	どなたでも	—

2. 逗子市都市公園有料の公園施設の管理運営「第一運動公園（テニスコート、野球場、弓道場、プール、駐車場）、小坪飯島公園（プール）、池子の森自然公園（400mトラック、テニスコート、野球場、駐車場）」

(1) 管理運営業務

公の施設は、住民の福祉を目的として、スポーツ行政におけるビジョンや計画を具現化する拠点としての役割を担っているものと認識し、逗子市スポーツ推進計画における「スポーツを楽しむまち逗子」の実現及び公益法人として、市民サービスの向上、スポーツ振興に向け、次の基本コンセプトのもとに、責任感と使命感をもって管理運営を行います。

基本コンセプト 『愉快的スポーツコミュニティづくり』

- ◎ 何度でも行きたくなるスポーツ施設を目指して
- ◎ 誰でも参加できる、参加したくなる事業の展開を目指して
- ◎ 幼児から高齢者まで、もっともっと健康になれることを目指して
- ◎ 拡がるニーズに対応できるフレキシブルな施設運営を目指して

(2) スポーツ推進業務 (6種目15コース)

教室名	実施時期	日数	会場	対象	定員
ジュニアテニス低学年 (第1回)	5月～6月	5日間	池子の森自然公園 テニスコート	小学1～3年生	各24名
	(第2回) 9月～10月	5日間			
ジュニアテニス高学年 (第1回)	5月～6月	5日間	池子の森自然公園 テニスコート	小学4～6年生	各24名
	(第2回) 9月～10月	5日間			
ジュニアテニス	1月～2月	5日間	池子の森自然公園 テニスコート	小学1～6年生	24名
ジュニアかけっこ (第1回)	5月～6月	5日間	池子の森自然公園 400mトラック	小学1～3年生	各40名
	(第2回) 5月～6月	5日間			
	(第3回) 9月～10月	5日間			
フラッグフット (第1回)	5月～6月	5日間	池子の森自然公園 400mトラック他	小学4～5年生	各24名
	(第2回) 9月～10月	5日間			
市民土曜テニス	4月～3月	25日間	第一運動公園 テニスコート	16才以上の方	1日に付 20名
サッカー広場	4月～3月	12日間	池子の森自然公園 400mトラック他	どなたでも	—
ラグビー体験会	4月	1日	池子の森自然公園 野球場(大)	どなたでも	—
親子サッカーフェスティバル	10月	1日	池子の森自然公園 400mトラック	小学2年生以下 の親子	25組
スポーツの祭典	10月	1日	第一運動公園 野球場	どなたでも	—

IV 収益事業

1. その他この法人の目的を達成するために必要な事業（定款第4条第1項第8号）

（1）自動販売機管理等事業

スポーツ施設における利用者への利便性の向上及び福利厚生を図るため、自動販売機の管理を行います。また、本協会が発行する冊子やホームページへの広告の募集も行います。

当事業の収益は、本協会が実施する公益目的事業に充当します。

（2）池子の森自然公園緑地エリア管理業務受託事業

本協会が指定管理業務として管理運営を行う、同公園内のスポーツエリアと一括管理を行うことにより、利用者への利便性の向上を図るとともに、利用者に対し、スポーツ教室やうみかぜクラブのPRを行い、スポーツ振興にも繋がります。

当事業の収益は、本協会が実施する公益目的事業に充当します。